

HMSJ 受講による教育セミナー受講とする特例措置について

2021年6月5,6日にWeb開催されるHMSJの受講により、特例として、総会時の教育セミナーの受講として認める措置を行います。

2020年に総会時の教育セミナーが実施できなかったことに対する代替措置として実施するものです。

2021年8月に実施する頭痛専門医試験を受験される場合は、願書提出時に2021年6月のHMSJ受講予定の旨をご連絡いただくことで、教育セミナーを受講したものと取り扱います。

ただし、試験当日までに実際に受講し、PostExamに合格されたことが確認できない場合は受験資格を満たさないと判断されますのでご注意ください。

なお、2020年11月のHMSJ-2020Webを受講され、PostExamに合格された方は教育セミナー受講として認められますので申し添えます。

日本頭痛学会 専門医委員会
2021年3月8日